

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

日本化薬は、株主・投資家へのタイムリーかつ公正な情報開示、チェック機能強化による経営の透明性の確保が重要な課題であるとの認識のもと、取締役会の合議

制による意思決定と監査役制度によるコーポレート・ガバナンスが、経営機能を有効に発揮できるシステムと判断しています。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

上記の考え方の下で、事業環境の変化に迅速に対応し、柔軟な業務執行を行うために「執行役員制度」を導入し、経営の「意思決定・監督機能」と「業務執行

機能」の役割を明確に分離し、それぞれの機能を強化して適切な意思決定と迅速な業務執行を行っています。

●取締役会

経営の意思決定を迅速に行うために、取締役の定員を10名以内とし、業務執行に関する重要事項について、法令・定款の定めに基づいた取締役会規程に基づいて決定を行うとともに、監督機能の一層の強化に努めています。

●経営会議

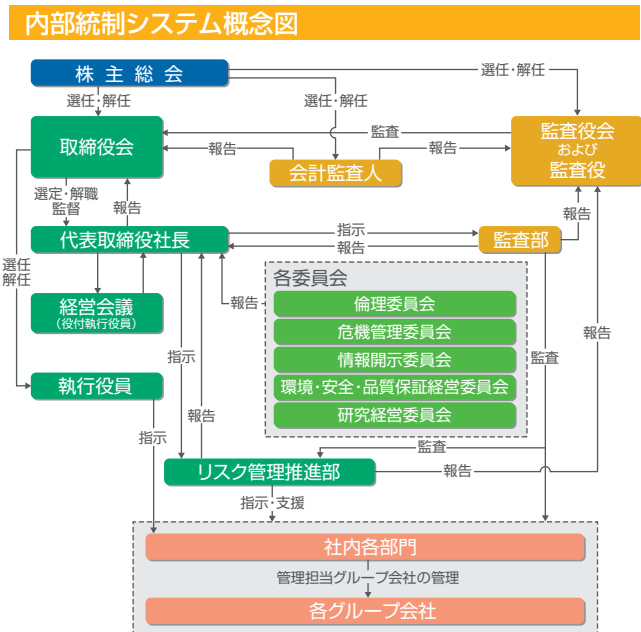
経営および業務執行に関する重要な事項について審議し、または報告を受け、審議事項については、経営会議構成員が審議を尽くした上で議長である社長が決定しています。

●執行役員会議

取締役会で選任された会社の業務執行を担当する執行役員（25名以内）で構成し、社長が議長を務め、取締役会及び社長から委任された業務の執行状況その他必要な事項について報告しています。

●監査役会

監査役5名（うち3名は社外監査役）で構成され、監査役会規程に基づき、独立した立場から取締役の職務遂行の監視、監督を行っています。



上記以外に、職務権限規程を定め、会社の業務組織、業務分掌、管理監督職位の権限と責任を明確にし、業務の組織的かつ能率的運営を図るとともに、責任体制を確立しています。

内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

2006年5月30日の取締役会で「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針を決議しました。

●リスク管理推進部の設置

2006年6月1日付で新たにリスク管理推進部を設置し、ここにコンプライアンス担当とリスクマネジメント担当を置き、内部統制システムの改善を図っています。

コンプライアンス担当はコンプライアンス行動計画を策定及び実施します。また、社員に対しコンプライアンス教育研修を定期的実施し、コンプライアンスを尊重す

る意識の向上を図っています。リスクマネジメント担当は全社的なリスクを把握し、リスク毎の責任部署を設定し具体的対応策を策定します。新たに発生したリスクについては、速やかに責任部署を定めます。また、リスクマネジメント担当は、リスク管理に関する教育研修を定期的実施します。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査について、役員、社員の業務遂行における不正・錯誤の予防及び業務改善に資するために、監査役会とは別に社内組織として監査部を設置しています。監査部はリスク管理推進部コンプライアンス担当と連携してグループ会社を含めて法令等の遵守状況の監査を実施しています。

監査役監査について、各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画及び監査業務分担に基づき、取締役会等の重要会議への出席、業務執行状況の監査等を通じ、独立した立場から取締役の職務遂行の監視、監督を行っています。

各種委員会の設置

●倫理委員会

行動憲章、行動基準とその遵守に関しての方針、具体策を策定するとともに、全社の遵守状況を評価し必要な改善を図っています。

●危機管理委員会

経営全般にわたるリスクの未然防止、ダメージコントロール及びダメージ修復のための危機管理体制を構築し管理しています。

●情報開示委員会

社外に対して経営上の重要な情報を適時適切に開示する体制の整備を行います。

●環境・安全・品質保証経営委員会

環境、安全、衛生、品質保証についての年度方針を出すとともに、結果を評価し、改善を図っています。

●研究経営委員会

全社の研究開発方針および戦略を定め、研究開発に関する重要事項を審議・決定し、または報告を受けています。

コ ンプライアンス

日本化薬では日本化薬行動憲章を策定し、遵守しています。

日本化薬行動憲章において環境に関連する事項は「社会との関係について」の項目の1つとして「日本化薬は、地球環境への影響を常に考慮し、関連法

●体制について

日本化薬は、コンプライアンスを徹底し、不祥事等の発生を予防・防止するために、全役職員等（準社員、パートを含む）がより高い倫理観および判断基準を持って事業活動を行うことを謳った「日本化薬行動憲章」および「日本化薬行動基準」を2000年4月1日に制定しました。

そして、日本化薬行動憲章・行動基準の実効性を確保するために、本社に倫理委員会及び事務局を設置し、各事業場には倫理責任者、倫理担当者を委嘱・選任し、

令等の遵守はもとより自主基準を設定して、環境と調和のとれた事業活動をめざします。」と規定しています。

そして、日本化薬は、行動憲章を守っていくための社内体制を次のように構築しています。

倫理委員会と各事業場との連携のもとに、着実な実践、運用を図っています。

●ホットラインの設置

日本化薬では、行動憲章・行動基準に関する問題を早期に発見し、解決するための相談窓口として、社内および社外に専用ホットラインを設置し、行動憲章・行動基準に関する各種相談等に応じています。